

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 7月30日
【会社名】	株式会社電通
【英訳名】	DENTSU INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 石井直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03(6216)8013
【事務連絡者氏名】	経理 1 部長 飯高美樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03(6216)8013
【事務連絡者氏名】	経理 1 部長 飯高美樹
【縦覧に供する場所】	株式会社電通 関西支社 (大阪市北区堂島二丁目 4 番 5 号) 株式会社電通 中部支社 (名古屋市中区栄四丁目16番36号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成25年7月3日(水)開催の当社取締役会において、当社普通株式の海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)が決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出し、また、平成25年7月22日(月)付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、平成25年7月25日(木)付で海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定したため、これに関する事項を訂正するため、また海外募集に係る英文目論見書及びその抄訳並びに海外募集のうちカナダにおける募集に係る英文目論見書及びその抄訳を添付するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

訂正箇所は\_\_罫で示してあります。

### ロ 募集株式数

(訂正前)

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式16,000,000株

(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式14,000,000株(自己株式の処分)

(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式2,000,000株

(訂正後)

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式16,000,000株

(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けにより処分される当社普通株式14,000,000株(自己株式の処分)

(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式2,000,000株

### へ 発行価額の総額

(訂正前)

48,950,400,000円

(上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

(訂正後)

48,950,400,000円

### ト 資本組入額の総額

(訂正前)

3,059,400,000円(増加する資本準備金の額は3,059,400,000円)

(上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

(訂正後)

3,059,400,000円(増加する資本準備金の額は3,059,400,000円)

リ 募集方法

(訂正前)

Nomura International plc及びMorgan Stanley & Co. International plcを共同主幹事引受会社とする海外引受会社(以下「海外引受会社」という。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

(訂正後)

Nomura International plc及びMorgan Stanley & Co. International plcを共同主幹事引受会社とする海外引受会社(以下「海外引受会社」という。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取らせる。

ヲ 提出会社が取得する手  
取金の総額並びに使  
途ごとの内容、金額及  
び支出予定時期

(訂正前)

(1) 手取金の総額

払込金額の総額上限	48,950,400,000円
発行諸費用の概算額上限	260,000,000円
差引手取概算額上限	48,690,400,000円

なお、払込金額の総額は、上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取の権利の全てが行使された場合の金額である。

(2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限48,690,400,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額64,067,400,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限9,128,200,000円と合わせ、手取概算額合計上限121,886,000,000円について、全額を平成25年9月末までにAegis Group plcの買収に係る短期借入金2,000億円の一部の返済に充当する予定であります。

(訂正後)

(1) 手取金の総額

払込金額の総額	48,950,400,000円
発行諸費用の概算額	260,000,000円
差引手取概算額	48,690,400,000円

(2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額48,690,400,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額64,067,400,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限9,128,200,000円と合わせ、手取概算額合計上限121,886,000,000円について、全額を平成25年9月末までにAegis Group plcの買収に係る短期借入金2,000億円の一部の返済に充当する予定であります。

### 3 【添付書類】

別添のとおり、海外募集に係る平成25年7月22日付の英文目論見書及びその抄訳並びに海外募集のうちカナダにおける募集に係る平成25年7月22日付の英文目論見書及びその抄訳を添付書類として提出いたします。